

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(A)（海外学術調査）

研究期間：2015～2018

課題番号：15H02593

研究課題名（和文）中国の環境政策・環境訴訟における公衆参加と環境保護組織に関する研究

研究課題名（英文）A Study on Public participation and Environmental Organization in Environmental Policy and suit of China

研究代表者

北川 秀樹 (Kitagawa, Hideki)

龍谷大学・政策学部・教授

研究者番号：60360252

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 16,960,000 円

研究成果の概要（和文）：中国の環境法政策の制定、執行状況及び司法分野における環境公益訴訟の現状と課題について、公衆参加と環境保護組織に焦点を当て調査研究を遂行した。近年制定された改正環境保護法、個別環境法にみられる特徴として、厳罰化、地方の党・政府指導者に対する環境汚染・破壊の責任追及が挙げられる。一方で、環境公益訴訟は検察官提起の訴訟が急増の傾向にあるが、環境保護団体(環境NGO)の提起については一定の進展はみられるものの多くの制約が存在している。環境保護団体の網羅的な実態調査はできなかったが、代表的な環境NGOのインタビューを通じて登録や活動の制限が設けられており、党・政府の統制が強く及んでいる事実を確認した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

行政への告発や環境公益訴訟にみられるように、中国の公衆参加は環境汚染や破壊を生み出す事業者に対する監督機能を有しているが、党や政府の政策に対する批判は限定的であることが明らかとなった。また、環境NGOなどの環境保護団体の登録や活動に対しては様々な制約が存在している。一方で、中央の党政府は「生態文明」を掲げ、環境法政策の執行に当たっては、厳罰と責任追及というトップダウン型の管理が強力に推し進められている。このような欧米諸国や日本とは異なった権威体制下での環境政策の成果と課題についてさらなる分析と考察が求められる。

研究成果の概要（英文）： We conducted a research study on the current state and issues of environmental laws and policies as well as environmental public interest litigations in the judicial field, focusing on public participation and environmental protection organizations. The characteristics of the recently enacted environmental protection laws include stricter punishment and pursuit of responsibilities for environmental pollution and destruction to local party and government leaders. On the other hand, the number of litigations filed by prosecutors for environmental public interest lawsuits is rapidly increasing, but there are many restrictions on the litigations filed by social organizations (environmental NGOs), although some progress has been made. We could not do a comprehensive survey of social organizations, but we got a knowledge of restrictions on registration and activities through interviews with representative environmental NGOs, and the strong control by parties and governments.

研究分野：環境法政策

キーワード：環境法 環境政策 環境公益訴訟 公衆参加 環境保護組織 中国

1. 研究開始当初の背景

習近平政権は「生態文明政策」を標榜し、汚染、破壊の責任を厳しく追及する姿勢を鮮明にしている。2015年4月から施行された改正環境保護法は公衆参加と法律責任の追及に重点を置いた。また、これまでの調査研究を通じ住民や環境団体の意識は様々な制限にもかかわらず高まりを見せるなど、中央政府や公衆のサイドに環境重視の流れが徐々に形成されつつある。一方で、中央政府の法政策が環境問題発生の現場である地方において着実に執行され、住民の環境利益の保護につながるかはなお予断を許さない。とりわけ政権党一党指導の下でのチェック機能不全、社会安定の面からの情報公開の制限、公衆参加の緩慢な進捗など懸念材料は多い。また、環境NGOの活動については、政治的リスク面から依然として強い警戒感が抱かれ、設立や活動への制約が多いと言える。

2. 研究の目的

申請研究は、環境利益の保護につながる行政と司法の手続きをタテ軸に、環境政策における公衆参加と環境保護組織をヨコ軸に調査し考察する。我が国の公害問題克服においても住民の世論と運動の中から公害対策の原理が生まれ、自治体と裁判所が大きな役割を果たしたと指摘されている(宮本憲一『日本環境公害史論』)。まず、行政では中国の環境影響評価制度における情報公開と公衆参加に焦点を当て、制度設計と運用実態、その前提となる情報公開、住民の環境利益の保護への貢献と課題について文献と現地調査により把握する。次に司法では、近年進展が著しい環境公益訴訟を取り上げる。改正環境保護法は、「環境汚染、生態破壊、社会公共利益に害を与える行為」について、法に基づき区を設けた市級以上人民政府民政部門に登録していること、かつ環境保護公益活動に連続して5年以上従事し違法な記録がない公益組織(NGO)に訴訟の提起を認めた。規定整備と環境NGOへのインタビューにより実態を調査する。次に、北京オリンピックや四川大地震の救援活動をもとにボランティア活動や公衆参加の意識が高揚しており、その影響を注視すべきである。政府への要望活動、提言のみならず、住民への啓発、教育を通じたりスクコミュニケーションにより正しい客観的事実の伝達、ひいては暴発的な自力救済の防止による紛争解決に果たす役割の可能性を探求するためである。

3. 研究の方法

中国側研究者とのネットワークを利用し、研究参画者を以下の調査事項により、いくつかのグループに分け、現地でのインタビュー調査と文献により調査を行った。

- (1). 環境政策における情報公開及び公衆参加(環境政策班)
- (2). 環境公益訴訟における情報公開及び公衆参加(環境公益訴訟班)
- (3). 環境NGO実態調査(環境NGO調査班)

また、他のアジア諸国(モンゴル、ベトナム、台湾)を訪問し、中国の法政策との比較分析を行った。

その上で、調査結果についての知見を深めるため外部有識者を招聘して研究会を開催するとともに、内容の精度を高めるために中国側研究者の協力を得て、日本、中国、台湾などの外部有識者も招聘して山東大学、福建師範大学及び西北大学において現地ワークショップを開催した。

4. 研究成果

調査研究の結果、得られた主な成果は以下のとおりである。

(1). 環境政策

改正環境保護法の施行以降、環境汚染・破壊者に対する日罰制、拘留などの厳罰化のほか、環境影響評価文書の情報公開、環境公益訴訟における環境NGOの原告適格付与のように情報公開と公衆参加を促進する動きがみられた。また、個別法では、大気汚染防止法及び水汚染防止法の改正、土壌汚染防止法及び核安全法の制定が行われたが、地方政府の責任強化と厳罰化、約談の導入などが図られた。主要な内容について以下に記載する。

. 大気汚染防止法(2015年改正)

PM2.5汚染の顕在化により、規制の強化が図られた。

ア. 改善目標と地方政府の責任強化

二酸化硫黄などの汚染物と二酸化炭素などの温室効果ガス双方の抑制目的
基準に到達しない都市の人民政府は、達成計画と措置を策定

イ. 発生源抑制と重点区域の汚染防止

ガソリンなどの燃油の基準(13条)、 重度汚染に対する警告システムの整備(6条)

ウ. 社会の協働と連携

重点区域大気汚染防止協力システムの確立、統一規制・統一基準・協働

エ. 公衆参加

大気環境質基準・汚染物排出基準や達成計画に対する公衆意見の聴取(10条, 14条2項)
省級政府環境保護部門は環境質基準と汚染物排出基準をネットで公開(11条)

オ. 法律責任の強化

関連条文が法律全体の四分の一を占める(98-127条)

過料の上限額・50万円を撤廃し損失額に応じた金額を設定

- 日罰制の導入(123条)
- .水污染防治法(2017年改正)
 - ア. 地方政府の責任強化
 - 県級以上地方政府の保護目標達成状況を地方政府指導者の審査評価の内容とする(4,6条)
 - 省、市、県、郷の四級の地方政府で「河长制」を確立し各級党・政府の責任者が管轄内の河川、湖の水資源保護、污染防治、水質改善に当たる(5条)
 - イ. 基準超過
 - 国または地方の排出基準と重点水汚染物排出総量抑制基準を越えれば違法
 - ウ. 排出総量抑制基準地区の管理
 - 総量抑制基準を超えた地区について、省級以上地方政府環境保護部門が当該地区の責任者に口頭指導(約談)、建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査を暫時停止
 - エ. 水域、事業ごとの污染防治
 - 工業、都市、農業・農村、船舶、飲用水源、水汚染事故に分け、きめ細かく対策措置を規定
 - オ. 罰則強化
 - 排污許可証に基づかない汚染物の排出、汚染物排出基準や総量抑制基準を超過した排出 改善命令、生産制限などを命令、10万元以上100万元以下の過料(83条).
 - 日罰制の導入(95条).
- . 土壤污染防治法(2019年1月施行)
 - 2014年4月に、中国で初めて公表された環境保護部・国土資源部「全国土壤汚染状況調査公報」により汚染が広範囲にわたっていることが明らかとなった。したがって、汚染されていない土地についての保護優先、分類管理、リスクコントロール、汚染責任、公衆参加の原則が掲げられた(3条)。
 - ア. 予防を主とし、保護を優先する
 - 汚染重点監視機関リストの制定、土壤汚染リスク調査など(21条)
 - 農業などによる農業面的汚染の防止、汚染されていない土壤と未利用地の保護(31条)
 - イ. 責任制度の確立
 - 汚染責任者がリスク管理と修復義務(汚染責任者を認定不能のときは土地使用権者)(45条)
 - ウ. 厳罰
 - 深刻な違法行為に対して責任者の拘留(87条,94条)、虚偽の汚染状況調査報告や汚染リスク評価報告に対する機関と責任者への過料、営業禁止(90条)
 - エ. 農地の分類管理(49条以下)
 - 汚染の度合い等により優先保護類、安全利用類、厳格管理類に分類して管理する。
 - オ. 建設用地(58条以下)
 - 省級人民政府生態環境部門が汚染リスク管理と修復リスト作成を作成
 - カ. 基金制度(71条)
 - 中央土壤污染防治専門資金、省級土壤污染防治基金の設置と汚染責任者または使用権者が不明の場合のリスク管理や修復に使用
- . 核安全法(2018年1月施行)
 - 2018年4月現在、原子力発電所は17か所、38基が運転しており(世界3位)、18基が建設中(世界1位)である。
 - 「原子力エネルギー法」の制定作業は1984年に開始し、以後立法作業が継続されてきたが、2003年に放射性污染防治法が制定され、核施設、核技術利用における規制が先行して行われた。しかし、2011年の福島原発事故により作業が停止され、核安全法が先行して制定(2017年)されることとなった。
 - 【各法律の位置づけ】
 - ・放射線污染防治法
 - 放射性物質による汚染の防止、環境保護、人体の健康保障、原子力エネルギー・技術の開発と平和利用の促進が目的。
 - ・原子力エネルギー法(現在作業中)
 - 総合的・基礎的な一般法としてエネルギーの開発・利用に重点を置く。
 - ・核安全法
 - 原子力の安全、予防と核事故への対応、原子力エネルギーの安全利用により公衆と事業者の安全と健康を保護する。生態環境を保護し社会経済の持続可能な発展を促進する。原子力エネルギー法の特別法である。基本原則として安全第一・予防を主とする。政府の安全監督機能の強化として、核安全(safety)・核保障(safeguard)・核安保(security)の3Sを掲げる。
 - また、安全については、各施設運営機関の全面責任(5条1項)と無過失責任(90条1項)を規定するほか、運営施設と地方政府は公衆の利益に重大な核安全事項については、公聴会、座談会、論証会で意見聴取する(66条)など、公衆参加を掲げている。
 - 課題として、安全監督管理部門が監督管理の責任があり、国务院核工業主管部門、エネルギー主管部門などは職責範囲内で安全管理を行うこととされている(6条1,2項)が、権限が交錯しており、福島事故の教訓から安全監督部門が独立性を強める必要性があるとの指摘がされている。また、損害賠償責任追及の期限を決めた条文がないこと、原子力発電

所建設・運行許可過程での公衆参加を決めていないことが懸念される。

(2). 環境公益訴訟

2015-2016年の受理案件は、民事公益訴訟案件 113 件、行政公益訴訟案件 96 件で 2 年間の合計で 209 件であった。年別では 2015 年・44 件、2016 年・165 件、2017 年・305 件、2018 年・1802 件と最近大幅に増加している。原告別では、2015-2016 年の 2 カ年で社会团体提起 87 件、檢察機關提起 122 件が、2017 年に社会团体(環境 NGO)提起 48 件、檢察機關提起 257 件、2018 年に社会团体提起 65 件、檢察機關提起 1737 件と檢察機關提起が大幅に増えている。一方で、社会团体提起は伸び悩んでいる。檢察機關提起が増えている理由として、ロシア社会主義法における一般監督権の影響があるほか、憲法 134 条で檢察機關は「国家の法律監督機關」と位置づけられていることによる。一方で、環境保護局などの行政機關の職責が十分果たされていないのではないかという懸念がある。

環境保護団体は民事公益訴訟しか提起できないが、中国を代表する環境 NGO の「自然の友」は、社会团体による環境公益訴訟について、汚染者に対して大きな威嚇作用を發揮し環境法律秩序形成に寄与したこと、具体的な環境問題の解決を促進し社会矛盾の緩和に貢献したこと、住民の健康に密接に関係する PM2.5 などの大気汚染・土壌汚染の解決に寄与したことを挙げ、その成果を強調する一方で、「環境保護組織と檢察機關の關係の明確化」「重要な訴訟過程中的情報公開」「訴訟支援基金の設立」「専門家意見の重視」「受理费・原告弁護士費用・出張費に関する被告負担額の規則制定」「案件受理に関する立案登記制の適用」などの改善要望を行っており、NGO の提訴には多くの困難が存在していると推測できる。

(3). 環境 NGO

中国の環境 NGO の実態は明確な統計資料がなく全貌を把握することは容易でない。政府の公表データが存在しないこと、社会团体、民弁非企業などに関する規定により政府に登録される場合もあるが大学内の組織や未登録の団体として活動しているものもあり、その把握が難しく呼称も民間団体、社会团体、公益団体など様々な名称が使われている。

中華環境保護連合会の調査(2008)では環境 NGO は全国で 3539 団体、そのうち明らかに民間が自律的に運営している団体は 508 となっている。また活発に活動しているのは 320 団体程度とされる。2015 年 1 月から施行された改正環境保護法は、各級人民政府は環境保護宣伝と普及活動を強化し基層大衆の自治組織、社会組織、環境保護ボランティアが環境保護法律法規と環境保護知識の宣伝を行い、環境保護の雰囲気の醸成を促進しなければならいと規定し(9 条 1 項)、環境 NGO、住民の役割への期待を示している。一方で、政治的な要因から NGO 全般に対する警戒感根強い。同一行政区域内で業務範囲が同じまたは類似の社会团体、民弁非企業組織は認められないと規定しており、未登録の団体も多い(「社団登記管理条例」13 条 2 号、「民弁非企業単位登記管理暫行条例」11 条 3 号)。また、外国の NGO に対しては、2017 年 1 月から施行された「境外非政府組織境内活動管理法」により非営利、非政府団体が中国国内で活動する場合は、代表機構の設立登記をしなければならず、登記せずに臨時的活動を行う場合は登録しなければならぬとし、登記登録なしに活動したり、中国内の機関や個人に委託や資金援助をしたりしてはならないとする。登記管理機関は國務院公安部門と省級人民政府の公安機関であり、治安の視点から統制を強化しようとする意図が窺える。これに加え、地方政府の中には別途規定を策定し、外国 NGO との共同活動を強化しようとする動きもある。

(4). 課題と展望

. 研究調査の進め方

従来より現地の環境調査を中国側研究協力者の協力なしに行うことは困難であったが、2014 年 11 月に制定、公布された反スパイ法(反間諜法)の制定により、外国人が単独で現地調査、インタビューにより事実を把握することはより困難になった。何が国家秘密に該当するかの判断基準は明確に公表されていないことが原因として挙げられる。本研究により当初、中国環境 NGO の全国調査を意図したが、上記事情により受託してもらえる組織を見つけることができなかった。

今後は、中国側研究者との緊密なネットワークを構築し、彼らの協力のもとに中国国内法を順守しての調査研究活動の計画、実施に一層努める必要がある。

. 今後の研究の重点

欧米諸国や日本が迎ってきたような経済発展とともに民主化が図られる構図は中国のような権威主義体制の国家には当てはまらない。情報公開や公衆参加の進展はみられるが、社会体制や治安維持を優先した統制色の濃い特徴を有している。今後は、権威体制下での環境改善について独自の道があるのではないかという点について、諸学を挙げての分析、考察が望まれる。

【引用文献】

- .張鈺鈴「核安全立法的歴史沿革與現實思考」『華北電力大学学报』6 期,2017.12.
- .汪勁「中国核法與核安全监管制度的進展」2018.11.17 名古屋大学シンポジウム報告資料.
- .顏遠秋「我国環境公益訴訟的發展趨勢-对新《環境保護法》實施以來 209 件案件的統計分析-」

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 北川秀樹	4. 巻 44
2. 論文標題 中国の環境法政策の進展と今後の課題 習近平政権下の動向を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人間と環境	6. 最初と最後の頁 29～42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） https://doi.org/10.5793/kankyo.44.3_29	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 北川秀樹	4. 巻 9巻2号
2. 論文標題 日本の環境政策の特徴と課題-市民参加と事業者責任-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 龍谷政策学論集	6. 最初と最後の頁 13-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 櫻井次郎	4. 巻 70巻2号
2. 論文標題 中国における環境紛争の現状	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸外大論叢	6. 最初と最後の頁 109-120
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Soochee LEE, Unnada CHEWPREECHA, Hector POLLITT, Akihiro CHIASHI, Meisong JIANG	4. 巻 Vol.8, No.1,
2. 論文標題 Modelling the power sectors of East Asia in 2050: Economic impacts by choice of power source under regulations on nuclear and coal power generation	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Meijo Asian Research Journal	6. 最初と最後の頁 25-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hector Pollitt, Marry Goldman, Yanmin He, Socheol Lee,	4. 巻 無
2. 論文標題 Interactions between Energy and Material Consumption in East Asia	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Energy, Environmental and Economic Sustainability in East Asia	6. 最初と最後の頁 231-244
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 相川 泰	4. 巻 12
2. 論文標題 中国におけるプラスチックごみ問題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境経済・政策研究	6. 最初と最後の頁 58~61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) https://doi.org/10.14927/reeps.12.2_58	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北川秀樹	4. 巻 7巻1.2合併号
2. 論文標題 中国の都市政策廃棄物政策の進展と課題-日本、台湾との比較研究-	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 龍谷政策学論集	6. 最初と最後の頁 55-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Akihiro Chiashi	4. 巻 なし
2. 論文標題 Multi-tiered Nature of Environmental Pollution Problems and the Pollution Control Governance in China: The Role of Environmental NGOs	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Environmental Policy and Governance in China (Kitagawa, H, ed.)	6. 最初と最後の頁 159-176
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Soochee LEE, Unnada CHEWPREECHA, Hector POLLITT, Akihiro CHIASHI, Meisong JIANG	4. 巻 Vol18, No1
2. 論文標題 Modelling the power sectors of East Asia in 2050: Economic impacts by choice of power source under regulations on nuclear and coal power generation	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Meijo Asian Research Journal	6. 最初と最後の頁 25-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 但見亮、閻志強	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 中国における刑法の位置づけ - 謙抑性の見地から	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 217-244
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 但見亮	4. 巻 50巻2号
2. 論文標題 中国における罪刑法定 - 挑戦、検討そして思索	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 1-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 北川秀樹	4. 巻 5巻2号
2. 論文標題 中国の都市生活廃棄物に関する法政策	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 龍谷大学政策学論集	6. 最初と最後の頁 15-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 北川秀樹	4. 巻 8
2. 論文標題 文理融合とリスクコミュニケーター	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 中国の食・健康・環境の現状から導く東アジアの未来-地域研究における文理融合モデルの探求-	6. 最初と最後の頁 109-112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 但見亮	4. 巻 69巻7号
2. 論文標題 「依法治国」と司法改革－中国的司法の可能性」	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 中国研究月報	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 但見亮	4. 巻 15巻1号
2. 論文標題 中国における陳情制度改革	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 31-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 知足章宏	4. 巻 56巻1号
2. 論文標題 中国における大気汚染と環境NGO・環境ガバナンス - 情報公開・対話の模索	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 アジア・アフリカ研究	6. 最初と最後の頁 17-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yuki Ogawa, Jean-Francois Mercure, Socheol Lee, Hector Politt, Ken'ichi Matsumoto and Akihiro Chiashi	4. 巻 なし
2. 論文標題 Modeling the power sector in East Asia: economic and environmental impacts on the choice of the power source	5. 発行年 2015年
3. 雑誌名 Low-carbon, Sustainable Future in East Asia: Improving energy systems, taxation and policy cooperation	6. 最初と最後の頁 63-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計29件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 北川秀樹・何彦旻
2. 発表標題 中国の都市生活廃棄物に関する住民意識と政策
3. 学会等名 日本環境学会第44回研究発表会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北川秀樹・何彦旻・櫻井次郎・知足章宏
2. 発表標題 環境政策の進展と課題 - 改革開放40年の歩みと今後の行方 -
3. 学会等名 日本現代中国学会第68回全国学術大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北川秀樹
2. 発表標題 中国における最近の環境法政策の動向とガバナンス
3. 学会等名 日本環境学会第45回研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 知足章宏
2. 発表標題 中国における重層的環境汚染問題と環境NGO
3. 学会等名 日本環境学会第45回研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akihiro Chiashi, Soocheol Lee, Hector Pollitt, Unnada Chewpreecha, Pim Vercoulen, Yanmin He and Bin Xu
2. 発表標題 Transboundary PM air pollution and its impact on health in East Asia
3. 学会等名 Society for Environmental Economics and Policy Studies (SEEPS) 2019 Annual Conference
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 相川泰
2. 発表標題 環境分野からみる中国の民間 NGO を中心に
3. 学会等名 日本現代中国学会第69回全国学術大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 北川秀樹
2. 発表標題 中国における環境研究-フィールド調査、インタビュー、ワークショップ-
3. 学会等名 東京外国語大学（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 知足章宏
2. 発表標題 中国湖南省における鉱山開発と環境汚染
3. 学会等名 日本環境学会第43 回研究発表会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 法治在中国：從日本の視角
3. 学会等名 一橋大学（中国人民大学代表団研修講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 Lay Participation in China; A Brief Comparison with Japan
3. 学会等名 龍谷大学(中国環境政策とガバナンス研究会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 北川秀樹
2. 発表標題 中国の都市生活廃棄物問題と政策
3. 学会等名 都市生活廃棄物に関するワークショップ（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 櫻井次郎
2. 発表標題 環境訴訟を通じた参加への期待とその限界
3. 学会等名 日本現代中国学会全国大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 知足章宏
2. 発表標題 中国における大気汚染と環境NGO：新たな環境ガバナンスへの挑戦
3. 学会等名 日本現代中国学会全国大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 知足章宏
2. 発表標題 中国における大気汚染と環境NGO・環境ガバナンス：情報公開・対話の模索
3. 学会等名 日本環境学会第42回研究発表大会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 中日刑事法比較～其目的与結構
3. 学会等名 上海財経大学（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 中日關於LGBT的權利的比較分析
3. 学会等名 華東政法大學（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 相川泰
2. 発表標題 東アジア民間非営利環境協力の今日的課題 中国における環境NGOの現状を念頭に
3. 学会等名 環境経済・政策学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 北川秀樹
2. 発表標題 中国における環境ガバナンスの改善へ向けた課題と展望
3. 学会等名 日本環境学会第42回研究発表会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 北川秀樹
2. 発表標題 中国の環境法政策とガバナンス
3. 学会等名 2015年度現代中国地域研究プログラム国際シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 信訪の改革と展望
3. 学会等名 現代中国法学会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 但見亮
2. 発表標題 核発電站の法律問題-法律解釈的再建構
3. 学会等名 上海交通大学（招待講演）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 櫻井次郎
2. 発表標題 中国の環境問題をめぐる司法の動向と課題
3. 学会等名 日本環境学会第42回研究発表会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 知足章宏
2. 発表標題 環境汚染の構造的要因と課題：ローカル，グローバルな視点から
3. 学会等名 日本環境学会第42回研究発表会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 何彦旻
2. 発表標題 中国における政府間財政関係の環境政策への影響
3. 学会等名 中国の財政と経済ワークショップ
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 何彦旻
2. 発表標題 中国の環境政策における政府間関係と財政支出の環境保全効果について
3. 学会等名 中国の財政と経済ワークショップ
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 何彦旻
2. 発表標題 中国の環境・エネルギー政策の現状と課題
3. 学会等名 中国環境問題研究拠点研究会（招待講演）
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 何彦旻
2. 発表標題 中国の地域財政力格差と資源税
3. 学会等名 日本地方財政学会第23回大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 相川泰
2. 発表標題 中国の環境汚染と環境NGOの新動向 湖南省長沙市「曙光環保」事例
3. 学会等名 第5回東アジア環境社会学国際シンポジウム、第52回環境社会学学会大会
4. 発表年 2015年

1. 発表者名 相川泰
2. 発表標題 いま中国で求められる日本の経験 公害輸出・ODA批判、地域再生
3. 学会等名 シンポジウム「公害をいかにつたえていくか 東アジア近現代史の視点（招待講演）」
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計8件

1. 著者名 但見 亮	4. 発行年 2019年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 320
3. 書名 中国夢の法治	

1. 著者名 北川秀樹、王ギ;【編集】	4. 発行年 2017年
2. 出版社 中国環境百科全書-選編本-環境法学 日本環境法	5. 総ページ数 255
3. 書名 中国環境百科出版社	

1. 著者名 北川秀樹	4. 発行年 2018年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 184
3. 書名 中国都市廃棄物と環境ガバナンス(金紅実・何彦旻編著)	

1. 著者名 但見亮	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京大学出版社	5. 総ページ数 392
3. 書名 要説中国法(高見澤磨等編)	

1. 著者名 但見亮	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 640
3. 書名 市民社会と市民法(水林彪等編)	

1. 著者名 Hideki Kitagawa(ed)	4. 発行年 2017年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 198
3. 書名 Environmental Policy and Governance in China	

1. 著者名 北川 秀樹、窪田 順平	4. 発行年 2015年
2. 出版社 白桃書房	5. 総ページ数 280
3. 書名 流域ガバナンスと中国の環境政策	

1. 著者名 知足 章宏	4. 発行年 2015年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 197
3. 書名 中国環境汚染の政治経済学	

〔産業財産権〕

〔その他〕

北川秀樹 環境研究 http://www.policy.ryukoku.ac.jp/~kitagawa/
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	但見 亮 (Tajimi Makoto) (20367121)	一橋大学・大学院法学研究科・教授 (12613)	

6. 研究組織 (つづき)

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	櫻井 次郎 (Sakurai Jiro) (40362222)	神戸市外国語大学・外国語学部・教授 (24501)	
研究分担者	相川 泰 (Aikawa Yasushi) (90412155)	公立鳥取環境大学・経営学部・准教授 (25101)	
研究分担者	知足 章宏 (Chiashi Akihiro) (90525156)	フェリス学院大学・国際交流学部・准教授 (32711)	
研究分担者	何 彦旻 (He Enmin) (10744021)	追手門学院大学・経済学部・講師 (34415)	